

令和5年9月13日

都市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高井康之
(公印省略)

令和5年台風第13号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応
および被災者に係る被保険者証の提示等について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本通知は、令和5年台風第13号に伴う災害により、別添のとおり、福島県、茨城県及び千葉県の一部地域において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたため、厚生労働省より各都道府県介護保険主管部局あてに災害により被災した要介護高齢者等への対応に関する事務連絡が発出された旨の連絡です。

災害救助法の適用を受けた場合における被災した要介護高齢者等への対応としては、介護保険施設や居宅サービス事業所等について、災害等による定員超過利用が認められていること、被災のため職員の確保が困難な場合においても所定単位数の減算を行わないこと、また利用者については利用者負担や保険料の減免を可能とする等、市町村に対し柔軟な対応が求められているところです。

また、被保険者証および負担割合証（以下、被保険者証等）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、介護保険事業所等に対して被保険者証等を提示できない場合も考えられることから、厚生労働省より各都道府県介護保険担当主管部局等に対し、この場合、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示した時と同様のサービスを受けられる取扱いとする旨の事務連絡が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

要介護認定等については、新規の要介護認定等の申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができることや、要介護認定等の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定等の更新申請があったものと見なして引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとする旨などが示されています。

なお、最新の災害救助法適用地域につきましては、内閣府のホームページよりご確認いただきたくお願い申し上げます。

（該当ページURL：http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・令和5年台風第13号に伴う災害により被災した要介護高齢者等への対応について
(令 5.9.9 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課) (福島県、茨城県、千葉県)
- ・令和5年台風第13号に伴う災害に伴う被災者に係る被保険者証の提示等について
(令 5.9.9 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課) (福島県、茨城県、千葉県)